

公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 称 (H30) 秋田第二合同庁舎非常照明用鉛蓄電池交換工事
- (2) 工 事 場 所 秋田市山王7丁目1-4 秋田第二合同庁舎地下電気室
- (3) 工 事 概 要 鉛蓄電池交換工事
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成31年3月22日(金)まで
- (5) 入札事項等説明期限 平成30年12月 3日(月) 17時00分
- (6) 証明書等の受領期限 平成30年12月 4日(火) 17時00分
- (7) 開札の日時及び場所 平成30年12月 5日(水) 10時00分
秋田市山王7丁目1-4 秋田第二合同庁舎3階 共用第二会議室

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成29・30年度の東北財務局の競争参加資格審査の結果、次の等級決定通知を受けた者であること。
＜建設工事の種類又は営業種目：等級＞ 「電気工事：B、C」
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (5) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - ① 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
 - ② 同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
 - ③ 同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
 - ④ 経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (6) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
- (7) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 入札事項等説明及び契約条項を示す場所及び期間

入札心得書、入札説明書、契約書(案)等は、次の場所で閲覧させる。

- 場 所 : 秋田市山王7丁目1-4 秋田第二合同庁舎3階 秋田財務事務所総務課
- 期 間 : 平成30年12月3日(月)まで 9時から12時及び13時から17時
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

6. 入札の無効

- (1) 競争参加の資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 内訳書の提出がない場合及び内容に不備があつた場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

7. 契約書の作成

契約書の作成を要する。

8. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年11月16日

分任支出負担行為担当官
東北財務局秋田財務事務所長 菊地 渉